

人事行政の運営状況を公表します

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの人事行政の運営状況(給与公表に係る部分を除く)の概要を公表します。なお、詳細は、市ホームページおよび市政情報コーナーをご覧ください。

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1)採用の状況

一般事務職	建築技術職	保健師	保育士	消防職	教育職(指導主事)	教育相談員	市費負担教職員	計
10人	1人	2人	2人	3人	4人	1人	19人	42人

(2)退職の状況

定年退職	勲奨退職	普通退職	その他(死亡、免職、任期付、復職など)	計
9人	2人	4人	23人	38人

2 職員の人事評価の状況

人事評価の状況

評価期間	4月1日～12月31日(能力考課) 4月1日～翌年3月31日(実績考課)
被考課者	任期付短時間勤務職員・臨時・非常勤職員を除く全職員
考課者	被考課者ごとに考課者を定める
評価区分	実績および能力考課について評価する
活用方法	職員の処遇、人材育成など

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間の概要(標準的なもの)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時

(2)年次有給休暇の取得状況(一般職員)

	平成30年	令和元年	対前年増減
平均取得日数	7.9日	8.4日	0.5日

※期間は各年1月1日から12月31日までの1年間です。

(3)病気休暇、介護休暇および組合休暇の取得状況

病気休暇	介護休暇	組合休暇
29人	1人	0人

4 職員の分限および懲戒処分の状況

(1)分限処分の状況

区分	降任	免職	休職	降給
勤務成績が良くない場合	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	3人	0人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人
職制などの改廃などにより過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人
条例で定める事由による場合	0人	0人	0人	0人

(2)懲戒処分の状況

区分	戒告	減給	停職	免職
法令に違反した場合	0人	0人	0人	1人
職務上の義務に違反または職務を怠った場合	3人	0人	1人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0人	0人	0人	0人

※上記以外の休業制度はありません。

5 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

(1)健康診断の状況

区分	受診者	受診率
定期健康診断	494人	89.8%
胃がん検診	111人	20.2%
大腸がん検診	463人	84.2%

(2)公務災害の発生状況

区分	人数
公務災害	2人
通勤災害	0人

6 職員の福祉および利益の保護の状況

(1)健康診断の状況

区分	受診者	受診率
定期健康診断	494人	89.8%
胃がん検診	111人	20.2%
大腸がん検診	463人	84.2%

(2)公務災害の発生状況

区分	人数
公務災害	2人
通勤災害	0人

7 職員の研修の状況

研修の状況

研修区分	研修内容・派遣先など(カッコ内は修了者数)
一般研修(市単独)	・新規採用職員研修(51人) ・一般職員研修(レジリエンス向上研修)(62人) ・管理監督職員研修(ハラスメント防止研修)(55人)
一般研修(四市共同)(行田・加須・羽生・鴻巣)	・初級職員研修(21人)・民法行政法研修(7人) ・法制執務研修(9人)・監督者研修(6人) ・OJT研修(5人)
特別研修	・人事考課者研修(14人)・人権問題研修会(136人) ・CS向上研修(27人)・職場のマネジメント研修(46人) ・キャリアアップ研修(49人)
自己啓発促進	・通信教育講座(8人)
派遣研修	・自治大学校(4人)・市町村アカデミー(6人) ・友好都市職員交流研修(2人)・階層別選択研修(86人) ・階層別基本研修(55人)・特別研修(17人) ・国土交通大学校(2人)・講師養成研修(2人) ・その他各種研修会(16人)

8 職員の分限および懲戒処分の状況

(1)分限処分の状況

区分	降任	免職	休職	降給
勤務成績が良くない場合	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	3人	0人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人
職制などの改廃などにより過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人
条例で定める事由による場合	0人	0人	0人	0人

(2)懲戒処分の状況

区分	戒告	減給	停職	免職
法令に違反した場合	0人	0人	0人	1人
職務上の義務に違反または職務を怠った場合	3人	0人	1人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0人	0人	0人	0人

9 職員のサービスの状況

営利企業などの従事の許可状況

営利企業などの従事の内容	許可件数	摘要
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員などの地位を兼ねる場合	1	農業
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0	
報酬を得て事業または事務に従事する場合	10	市史編さん委員会専門委員 農林業センサス

10 職員の退職管理の状況

令和元年度定年退職者(課長級以上)の再就職の状況

職位	退職者数	再就職者数	再就職先	
			再任用	その他(外郭団体など)
部長級	0人	0人	0人	0人
次長級	2人	2人	1人	1人
課長級	2人	2人	2人	0人
計	4人	4人	3人	1人

11 職員の福祉および利益の保護の状況

(1)健康診断の状況

区分	受診者	受診率
定期健康診断	494人	89.8%
胃がん検診	111人	20.2%
大腸がん検診	463人	84.2%

(2)公務災害の発生状況

区分	人数
公務災害	2人
通勤災害	0人

12 職員の分限および懲戒処分の状況

(1)分限処分の状況

区分	降任	免職	休職	降給
勤務成績が良くない場合	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	3人	0人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人
職制などの改廃などにより過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人
条例で定める事由による場合	0人	0人	0人	0人

(2)懲戒処分の状況

区分	戒告	減給	停職	免職
法令に違反した場合	0人	0人	0人	1人
職務上の義務に違反または職務を怠った場合	3人	0人	1人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0人	0人	0人	0人

13 職員の分限および懲戒処分の状況

(1)分限処分の状況

区分	降任	免職	休職	降給
勤務成績が良くない場合	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	3人	0人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人
職制などの改廃などにより過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人
条例で定める事由による場合	0人	0人	0人	0人

(2)懲戒処分の状況

区分	戒告	減給	停職	免職
法令に違反した場合	0人	0人	0人	1人
職務上の義務に違反または職務を怠った場合	3人	0人	1人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0人	0人	0人	0人

14 職員の分限および懲戒処分の状況

(1)分限処分の状況

区分	降任	免職	休職	降給
勤務成績が良くない場合	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	3人	0人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人
職制などの改廃などにより過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人
条例で定める事由による場合	0人	0人	0人	0人

(2)懲戒処分の状況

区分	戒告	減給	停職	免職
法令に違反した場合	0人	0人	0人	1人
職務上の義務に違反または職務を怠った場合	3人	0人	1人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0人	0人	0人	0人

▶問い合わせ 人事課人事給与担当(内線208)

みんなで守ろう 横断歩道の交通ルール

令和2年9月末までに県内で発生した交通事故の死者数は80人で、令和元年と比べ、9人減少しています。しかし、そのうち歩行者は昨年よりも4人増加し、全体の35パーセントを占めています。また、死亡事故のうち、歩行者妨害などが原因となっているものは、令和元年の2倍に増えています。運転者のルール、歩行者のルールを改めて確認しましょう。

市内の交通事故発生状況(令和2年9月末)

	前年比
人身事故	134件 (-73)
死者	2人 (-2)
物損事故	1,065件 (-231)

※数字は概数(行田警察署調べ)

運転者の方

市内の交通事故の状況

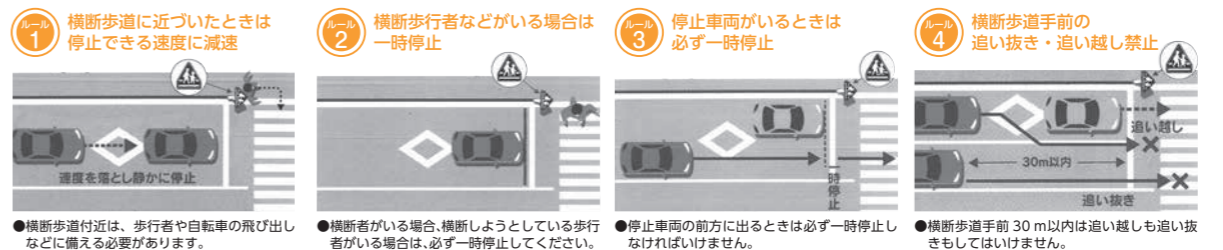
市内では、人身事故の約6割が交差点または交差点付近で発生しており、埼玉県警察の分析では過去5年間に発生した横断歩道横断中の交通事故のうち、右左折の関係した事故が多く、特に右折時の事故は全体の64パーセントにもなります。6月に発生した交通死亡事故は横断歩道を渡る歩行者が右折する車両に巻き込まれたものでした。

横断歩道は歩行者優先です

信号の有無に関わらず、横断歩道を渡ろうとする歩行者の通行を妨げた場合、道路交通法の横断歩行者等妨害により、3カ月の懲役または5万円以下の罰金が科せられます。歩行者保護の意識を持つことが改めて求められています。

横断歩道での交通ルールを守り、ゆとりのある運転を

横断歩道での交通ルールの徹底はもちろん、車間距離や制限速度を守るなど、ゆとりのある運転は、横断歩道を渡る歩行者を早めに発見することになり、歩行者保護につながります。



埼玉県「横断歩道CS(チェック&ストップ)作戦」リーフレットより抜粋

歩行者の方へ

乱横断は絶対にやめましょう

歩行者の道路横断にもルールがあります。横断歩道が近くにあるにも関わらず、横断歩道がない場所を渡ることは「乱横断」と呼ばれており、道路交通法により禁止されています。

市内ではこの乱横断が多くみられます。2月にも、乱横断による重傷事故が発生しており、過去には死亡事故も発生しています。また、乱横断による交通事故では歩行者の責任が問われるケースもあります。

横断の意思表示をしましょう

横断歩道で車が止まらない理由の一つに「歩行者が横断するか分からない」というものがあります。一方で、手を挙げて横断の意思を示すと一時停止する車両が2倍に増えたという調査結果もあります。横断歩道を渡る際には、右左をよく確認し、手を挙げるなど渡る意思表示をしましょう。

歩行者保護は、運転者が交通ルールを守ることはもちろんですが、歩行者が自分自身を保護する意識も必要になります。一人一人が、歩行者保護の意識を持ち、ゆとりある行動をとって交通事故のないまちを目指しましょう。



高瀬巡査

以前より運転者の意識は向上していますが、市内では、まだまだ浸透していないと感じます。運転者も歩行者も交通ルールを守り「歩行者にやさしいまち行田」にしましょう。



江原巡査

行田警察署交通課高瀬巡査ならびに江原巡査は、交通安全教育技能コンクール埼玉県大会に出場し、準優勝に輝きました。子供たちに向けたパフォーマンスで交通安全の大切さを伝えています。

▶問い合わせ 防災安全課交通担当(内線284)